

1案

平成18年度から平成26年度までの累積改定率(△0.37%)に平成27年度の給与制度の総合的見直しにおける平均改定率(△2.4%)を反映した後の累積改定率(△2.76%)により改定する。(改定率を乗じた後の1万円未満四捨五入)

○給料月額の見直し (円)

	市長	副市長
改定前(本則)	1,190,000	960,000
改定後(本則)	1,160,000	930,000
差引	△ 30,000	△ 30,000
改定率(%)	△ 2.59	△ 3.23

○各年度における給与額の見込み (円)

市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	1,190,000	10% 119,000	6,440,280	22,148,280	—
H27年度	1,160,000	11% 127,600	6,334,992	21,786,192	△ 362,088
H28年度	1,160,000	13% 150,800	6,449,136	22,178,736	30,456
H29年度	1,160,000	14% 162,400	6,506,208	22,375,008	226,728
H30年度以降	1,160,000	15% 174,000	6,563,280	22,571,280	423,000

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである
 ※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

(円)

副市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	960,000	10% 96,000	5,195,520	17,867,520	—
H27年度	930,000	11% 102,300	5,078,916	17,466,516	△ 401,004
H28年度	930,000	13% 120,900	5,170,428	17,781,228	△ 86,292
H29年度	930,000	14% 130,200	5,216,184	17,938,584	71,064
H30年度以降	930,000	15% 139,500	5,261,940	18,095,940	228,420

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである
 ※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

○本案における留意事項

考え方	手続き・効果等
○過去の改定の考え方(累積改定率による改定)を踏襲している。	○地域手当の支給割合の引上げ(率)が今回の給料月額の下回率を上回るため、年間給与額は実質的に引き上げとなる。 ○年度により年間給与額にバラつきが生じる。

2案

地域手当を廃止し、平成26年度時点の地域手当相当額を給料月額に組み込む。ただし、平成18年度以降の累積改定率(△0.37%)を乗じた給料月額を基に算出する。(組み込み後の1万円未満は四捨五入)

○給料月額の改定 (円)

市長	給料月額	地域手当		合計
累積改定率 反映前	1,190,000	10%	119,000	1,309,000
累積改定率 反映後	1,185,597	10%	118,560	1,304,157

(円)

副市長	給料月額	地域手当		合計
累積改定率 反映前	960,000	10%	96,000	1,056,000
累積改定率 反映後	956,448	10%	95,645	1,052,093

○各年度における給与額の見込み (円)

市長	給料月額	地域手当		期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	1,190,000	10%	119,000	6,440,280	22,148,280	—
H27年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	△ 152,280
H28年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	
H29年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	
H30年度	1,300,000	0%	0	6,396,000	21,996,000	

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

(円)

副市長	給料月額	地域手当		期末手当	年間給与額	H26比増減
H26年度	960,000	10%	96,000	5,195,520	17,867,520	—
H27年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	△ 101,520
H28年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	
H29年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	
H30年度	1,050,000	0%	0	5,166,000	17,766,000	

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

○本案における留意事項

考え方	手続き・効果等
<p>○地域手当相当額を給料月額に組み込むことにより、(今後予定されている)地域手当の支給割合の引き上げの影響を受けない。</p> <p>○他団体において地域手当を廃止している例もある。</p>	<p>○改正後の給料月額は改定前の給料月額と地域手当の合計額より少なくなる。</p> <p>○退職手当は給料月額を算出基礎としているため、現行の退職手当額の支給水準を超えないよう退職手当算出の際に給料月額に乗じる支給率を引き下げる必要がある。</p>

3案

地域手当の引き上げに合わせて給料月額を段階的に引き下げる。(引き下げ後の1万円未満は四捨五入)

○各年度における給与額の見込み

(円)

市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減	
H26年度	1,190,000	10%	119,000	6,440,280	22,148,280	—
H27年度	1,180,000	11%	129,800	6,444,216	22,161,816	13,536
H28年度	1,150,000	13%	149,500	6,393,540	21,987,540	△ 160,740
H29年度	1,140,000	14%	159,600	6,394,032	21,989,232	△ 159,048
H30年度	1,130,000	15%	169,500	6,393,540	21,987,540	△ 160,740

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

(円)

副市長	給料月額	地域手当	期末手当	年間給与額	H26比増減	
H26年度	960,000	10%	96,000	5,195,520	17,867,520	—
H27年度	950,000	11%	104,500	5,188,140	17,842,140	△ 25,380
H28年度	930,000	13%	120,900	5,170,428	17,781,228	△ 86,292
H29年度	920,000	14%	128,800	5,160,096	17,745,696	△ 121,824
H30年度	910,000	15%	136,500	5,148,780	17,706,780	△ 160,740

※平成28年度以降の地域手当の支給割合については見込みである

※期末手当については、支給月数4.1月で変わらない場合である。

○本案における留意事項

考え方	手続き・効果等
○地域手当の支給割合の段階的引き上げに合わせて、給料月額を同じ引下率で減額させる。	○年間給与が減少していく。(給料月額について1万円未満四捨五入の場合) ○地域手当の変動に合わせて、毎年、給料月額が変動することとなるため、その都度、当審議会を開催する必要がある。

1～3案で改定した場合の政令指定都市順位

(単位：円)

	市長						副市長					
	給料	順位	地域手当(%)	地域手当額	地域手当加算	順位	給料	順位	地域手当(%)	地域手当額	地域手当加算	順位
千葉市 (H26)	1,190,000	15	10	119,000	1,309,000	12	960000	14	10	96,000	1,056,000	13
1案(H30)	1,160,000	18	15	162,400	1,322,400	11	930000	17	15	139,500	1,069,500	12
2案	1,300,000	8	-		1,300,000	13	1050000	6			1,050,000	13
3案(H30)	1,130,000	20	15	169,500	1,299,500	13	910000	20	15	136,500	1,046,500	13
札幌市	1,280,000	9	3	38,400	1,318,400	11	1,030,000	8	3	30,900	1,060,900	12
仙台市	1,310,000	6	6	78,600	1,388,600	9	1,020,000	9	6	61,200	1,081,200	11
新潟市	1,163,000	18	-		1,163,000	20	939,000	17	-		939,000	19
さいたま市	1,243,000	13	12	149,610	1,392,610	8	977,000	13	12	117,240	1,094,240	8
千葉市 (H26)	1,190,000	15	10	119,000	1,309,000	12	960,000	14	10	96,000	1,056,000	13
川崎市	1,250,000	11	12	150,000	1,400,000	7	990,000	10	12	118,800	1,108,800	7
横浜市	1,428,000	2	12	171,360	1,599,360	2	1,148,000	1	12	137,760	1,285,760	1
相模原市	1,142,000	20	10	114,200	1,256,200	16	935,000	18	10	93,500	1,028,500	14
静岡市	1,250,000	11	-		1,250,000	17	940,000	16	-		940,000	18
浜松市	1,277,000	10	-		1,277,000	14	928,000	19	-		928,000	20
名古屋市	1,467,000	1	10	146,700	1,613,700	1	1,100,000	4	10	110,000	1,210,000	4
京都市	1,390,000	5	10	139,000	1,529,000	5	1,100,000	4	10	110,000	1,210,000	4
大阪市	1,420,000	3	10	142,000	1,562,000	4	1,130,000	2	10	113,000	1,243,000	3
堺市	1,190,000	15	10	119,000	1,309,000	12	990,000	10	10	99,000	1,089,000	9
神戸市	1,410,000	4	12	169,200	1,579,200	3	1,110,000	3	12	133,200	1,243,200	2
岡山市	1,160,000	19	3	34,800	1,194,800	18	920,000	20	3	27,600	947,600	16
広島市	1,310,000	6	3	39,300	1,349,300	10	1,050,000	6	3	31,500	1,081,500	10
北九州市	1,230,000	14	3	36,900	1,266,900	15	980,000	12	3	29,400	1,009,400	15
福岡市	1,300,000	8	10	130,000	1,430,000	6	1,040,000	7	10	104,000	1,144,000	6
熊本市	1,186,000	17	-		1,186,000	19	944,000	15	-		944,000	17

※千葉市、神戸市の地域手当は平成30年度の地域手当率

【参考】

大阪市	1,669,000		-		1,669,000		1,096,000		-		1,096,000	
-----	-----------	--	---	--	-----------	--	-----------	--	---	--	-----------	--

※現市長の次期任期（平成27年12月19日）より適用（地域手当を廃止。）